退学・除籍の違いについて

項目	退学（自主的な学籍異動）	学費未納による除籍 （大学の規則による抹消） ※要注意
定義	**自らの意思**で大学に「退学願」を提出し、 大学を辞めること。	**大学の規則に基づいて学籍が** **失われる**こと。
手続き	必要に応じて所属学科の教員と面談。 その後「退学願」を提出。 ※退学する学期学費の納入が必要です。	大東文化大学学則第 33 条 2 項により、授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない場合、除籍になります。 ※除籍されるまで、学費納入がない限り 督促されます。
学籍を **失う日**	退学願提出月の末日、または 学期末（前期 9 月 15 日、後期 3 月 31 日）	除籍日 （前期 7 月 31 日、後期 1 月 31 日）
通知書類 **※再発行不可**	退学許可通知	除籍通知
退学・除籍となった学期の単位の扱い	前期末（9 月 15 日）または後期末（3 月 31 日）に退学する場合には、当該学期に取得した単位が認められます。	**除籍となった学期の単位は、** **一切認められません。**
再入学金	退学または除籍となった年度の後、**5 年以内に再入学する場合**は、 **入学金の納入が免除**されます。	